

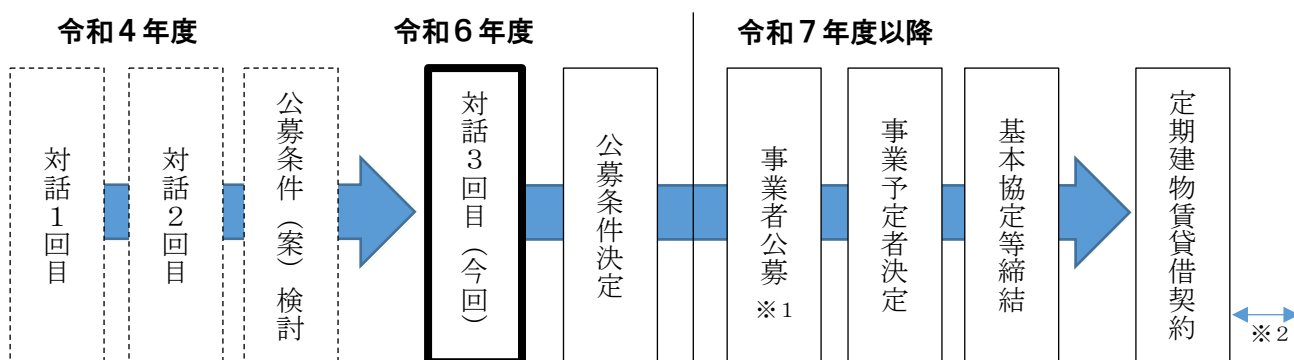
東戸塚駅東口地区での民間活力による公共用自転車駐車場再整備 についての対話（サウンディング型市場調査3回目）実施要領

横浜市が所有している横浜市戸塚区品濃町に立地する市営東戸塚駅東口第二自転車駐車場B棟（以下「既存施設」という。）については、施設の老朽化に伴い、令和3年8月に閉鎖しており、現在再整備の検討を行っています。

既存施設の敷地は、東戸塚駅に直結して利便性の高い土地であることから、民間事業者による公共用自転車駐車場の再整備の事業者公募に向けて事業者との対話（サウンディング型市場調査）を令和4年7月と令和5年3月に実施し、検討を進めてきました。

今回、事業者の皆様との2回の対話（サウンディング型市場調査）でいただいたご意見等を踏まえ、公募条件（案）をお示しし、これに対するご意見をお伺いするものです。今回の対話でのご意見を踏まえ、最終的な公募条件を決定し、正式な事業者公募手続を進める予定です。

- 今後のスケジュール（案）※あくまで現時点での想定であり、今後変更となる場合があります。



※1：サウンディング型市場調査の結果により民間活力の導入の可能性が確認できた場合

※2：提案内容によっては都市計画変更手続が発生します。

- 対話3回目の実施方法（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

【日 時】令和7年3月13日（木）から3月21日（金）まで

【場 所】市庁舎内会議室（横浜市中区本町6-50-10）

【対 象 者】事業実施に関心のある法人又は法人のグループ等

【方 法】直接対話（1グループ1時間程度）

※「事前ヒアリングシート」をご提出いただき、シートを活用して対話を行います。

※ご希望により、オンライン（Zoom 無料版を利用予定）による対話も可能です。

【対話の参加申込（様式1）】令和7年1月17日（金）から2月7日（金）17時まで

「エントリーシート」（様式1）を記入し、Eメールでご提出ください。

メール件名は【対話参加申込】としてください。エントリーシート受領後に、実施日時を個別に調整します。

【事前資料の提出（様式2）】対話実施日の2営業日前まで

可能な範囲で「事前ヒアリングシート」（様式2）を記入し、Eメールでご提出ください。

メール件名は【事前ヒアリングシート提出】としてください。

【申 込 先】横浜市道路局道路政策推進課 Eメール：do-seisaku@city.yokohama.lg.jp

1 公募条件（案）

(1) 対象物件

① 対象土地の概要

所在	現況地目	地積（㎡）
横浜市戸塚区品濃町740番14他	公衆用道路、鉄道用地	628.48㎡

※現況地目は、今後「雑種地」に変更する予定です。

※敷地面積は、今後の測量調査結果により修正される可能性があります。

② 貸付建物の概要

	用途	延床面積（㎡）			構造	建築年
1	建物式自転車駐車場	955.26	1階	424.99	鉄骨造 陸屋根3階建 (杭基礎)	S62.12築
			2階	424.99		
			3階	105.28		
2	管理事務所	9.45	1階	9.45	鉄骨造（軽量鉄骨造） 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	H25.5築

③ 使用可能な供給設備等

上水道	接続可
下水道	接続可（分流）
電力	接続可
ガス	都市ガス接続可（東京ガス㈱から供給）
電話	接続可（通信事業者から供給）
その他	受給等に必要の施設や工事については、本物件の引渡し後に事業者で手続、費用負担を行ってください。

④ 土地利用規制等

接道条件	北側：幅員約8m 西側：幅員約6.5m 上記幅員は概ねの数値のため、現況優先とします。
用途地域等	商業地域（建蔽率80% 容積率500%）
高さ制限	第7種高度地区
防火地域	防火地域
街づくり協議地区	東戸塚駅周辺地区街づくり協議地区
横浜市駐車場条例の 附置義務区域	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域
都市施設	第11号東戸塚駅東口自転車駐車場
土壌汚染の有無	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）に規定する特定有害物質等の使用は、確認されていません。
その他	本件土地の隣接地は東日本旅客鉄道株式会社所有の鉄道用地となっており、耐震改修工事、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事の実施に際しては、近接協議が必要です。 その他、本件土地・建物の利用等に当たって考慮が必要な事項については、必要に応じて、応募者において調査をしてください。

⑤ 対象敷地範囲図等

<p>位置図</p>	
<p>現地写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><南側外観></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><北側外観></p> </div> </div>
<p>敷地範囲図</p>	

(注) 図中赤線は、正確な敷地境界位置を示すものではありません。詳細な範囲については、「(資料1) 敷地測量図等」をご確認ください。

(2) 募集提案（案）

① 事業手法

戸塚区品濃町に所在する市有地について、土地・建物の利用等に関する企画提案及び貸付価格を審査した上で行う総合評価公募型プロポーザル方式より公募貸付を実施します。

事業者選定方法	総合評価公募型プロポーザル方式
契約形態	借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定される定期建物賃貸借契約
契約期間	20年間

② 提案用途

- ・事業者負担にて既存施設の耐震改修（一部の解体・復旧工事を含む）、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事を実施し、民営公共用自転車駐車場として再度供用開始をしてください。
- ・耐震改修及び大規模修繕工事の実施内容については、「(資料2) 既存施設鉄骨劣化調査」の実施結果を踏まえて「(資料3) 既存施設の耐震改修工事、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事の考え方」を確認してください。
- ・必須用途としては、公共用自転車駐車場（公共用自転車駐車場とは、特定の店舗等利用者又は従業員のための駐車施設ではなく、主として通勤又は通学のため住居と自転車駐車場との往復に利用する者を含む不特定多数の者を対象とした自転車駐車場のことをいいます。）とし、その必要駐輪台数は、自転車200台以上、バイク（125cc以下）100台以上とし、利用契約形態としては自転車及びバイク（125cc以下）ともに定期利用枠と一時利用枠の両方を用意してください。
- ・定期利用枠と一時利用枠の配分については、東戸塚駅東口第二自転車駐車場の内訳などを参考にし、需要に応じて設定してください。

【参考1】東戸塚駅東口第二自転車駐車場A・B棟の収容台数の内訳（令和元年11月時点）

		定期利用		一時利用		合計
		自転車	バイク	自転車	バイク	
A棟	収容	324	111	158	57	650
	利用	515	128	270	48	961
B棟	収容	0	264	224	143	631
	利用	0	242	407	122	771

- ・公共用自転車駐車場施設の管理運営責任者は提案事業者となりますが、管理運営方法については、外部委託による運営とすることも可能とします。
- ・料金設定を含む詳細な施設の整備運営基準については、「(資料4) 公共用自転車駐車場整備運営基準」によることとします。現在の市営自転車駐車場の手数料については次のとおりです。

【参考2】市営自転車駐車場の手数料一覧（URL参照）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-parking/bicycleparking-guide.html>

【参考3】東戸塚駅東口第二自転車駐車場（A・B棟合算）の年間整理手数料収入

令和元年度 37,136,780円/年

- ・社会情勢を踏まえ将来的な自転車利用者の多様なニーズに対応するため、自転車駐車場利用者の利便向上に資する取組の提案を行ってください。

(例) ・子ども乗せ電動アシスト自転車等の多様な自転車タイプに対応できるフレキシブルな駐輪スペースの確保

- ・支払いのキャッシュレス決済の導入促進
- ・屋内又は屋根付き区画での駐輪スペースの確保
- ・セキュリティが強化された駐輪環境の整備

- ・附属用途として、公共用自転車駐車場の再整備と合わせて、貸付建物の一部を店舗等への用途変更や増築する提案が可能ですが、その用途※1は、別記に掲げるものを除いた上で、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2に基づき、本物件の用途地域に建築できるものとします。

(別記)

- (ア) 建築基準法に規定する居住の用に供するものの用
- (イ) 建築基準法に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券販売所等、個室付浴場業に係る公衆浴場等の用に供するものの用
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用
- (エ) 前記①に定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

※1 提案用途によっては「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」の適用対象となり、公共用自転車駐車場とは別途で当該条例に基づく附置義務自転車駐車場を確保していただく必要があります。

③ 附帯設置を要する施設

以下のア、イに記載した施設を全て含む計画としてください。

ア シェアサイクルポート

- ・本物件の周辺を含む市内全域において、令和7年度から移動の利便性向上等を目的とした「横浜市シェアサイクル事業」が公民連携で実施されることから、当該事業におけるシェアサイクルポートを設置してください。
- ・当該ポートに設置するラック数は10台以上とし、不特定多数の者がアクセスしやすい場所に設置してください。

【横浜市シェアサイクル事業】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bicycle/bicycle-policy/sharecycle_top.html

イ 立体横断通路動線の確保

- ・市営東戸塚駅東口第二自転車駐車場 A 棟から本物件を經由して東戸塚駅までの幅員2m以上の立体横断通路動線を再整備し、機能を確保してください。（本件敷地外の部分については、道

路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条（道路の占用）の許可及び建築基準法第 44 条（道路内の建築制限）の許可を別途申請し、接続すること。なお、立体横断通路動線の再整備にあたっては、A 棟と一体的な運用となっている消防設備・給水設備・電気設備等の回復についても事業者の負担にて対応するものとする。）

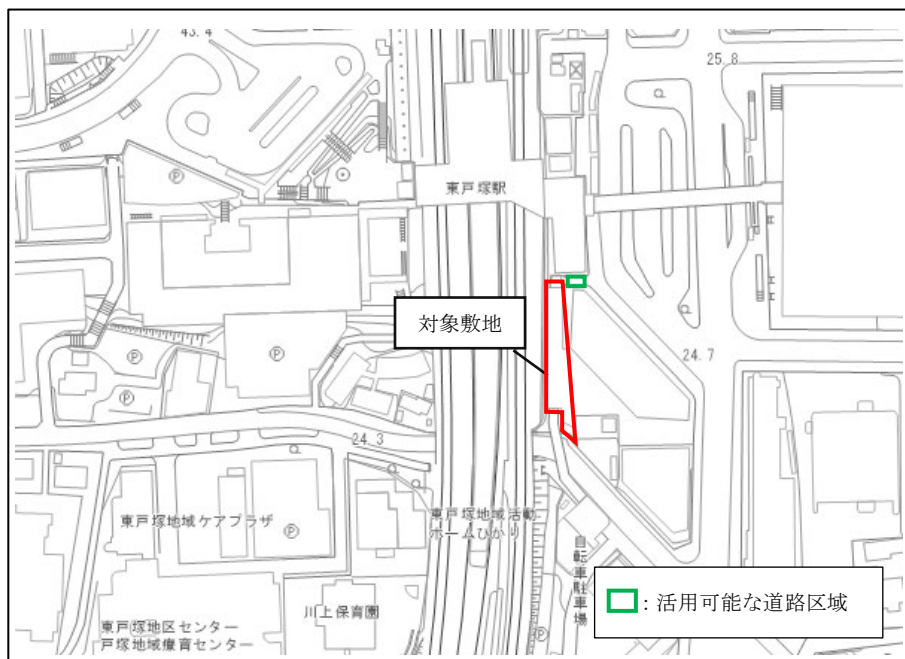
④ 市内事業者の活用

- ・設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用してください。応募者が市内事業者又は市外事業者にかかわらず、上記業務のいずれかにおいて、市内事業者の活用を提案するものとします。

⑤ その他事業者の任意提案によるもの

ア 交通広場の活用

- ・敷地範囲図に示す活用可能な道路区域にあつては、任意提案の内容を踏まえ、道路管理者と協議の上で次のいずれかの方法で活用することは可能とします。
 - a. 自費工事により道路付属物等を再整備して本市と管理協定を締結
 - b. 道路占用許可及び道路使用許可により占用物を整備して維持管理



イ 地域貢献に資する取組等

- ・地域防災に寄与する施設の導入の提案が望まれます。
- ・その他、東戸塚駅周辺での地域貢献に資する取組や施設の自由提案が望まれます。

(3) 想定貸付料（月額）（案）

今回の対話においては、次の想定貸付料（案）を最低価格として、事業参入の判断をしてください。

想定貸付料（案）
190,000 円/月以上で、事業者が提案した単価

貸付料は、現時点で算定した価格です。公募開始前での不動産鑑定等の結果により、公募時点では価格が修正される可能性があります。

なお、想定貸付料（案）の算出にあたっては、既存施設の耐震改修工事、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事の概算価格として、約1億5,000万円程度の工事費を想定し、貸付料の算定においては当該工事費を考慮して減額補正しています。

(4) 公募提案における留意事項

① 引渡しについて

- ・本物件は現状有姿での貸付となります。
- ・既存施設は、老朽化により耐震性が低下しています。このため、貸付後は事業者の費用で速やかに耐震改修工事を実施してください。耐震改修及び大規模修繕工事の実施内容については、「(資料3) 既存施設の耐震改修工事、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事の考え方」を確認してください。
- ・応募前、定期建物賃貸借契約締結前において、公図等を基に本物件（付着する工作物等を含む）及び近隣の確認をお願いします。なお、物件説明書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- ・定期建物賃貸借契約と同時に「(資料4) 公共用自転車駐車場整備運営基準」に準拠する旨などを定めた公共用自転車駐車場の設置及び管理運営に関する協定を本市と締結していただきます。

② 既存施設の再整備設計について

- ・事業者は、既存施設の耐震改修工事、大規模修繕工事、立体横断通路の復旧工事及び自転車駐車場のリニューアル工事等に係る設計図書、工事工程表を本市に提出し、本市の事前承諾を得てください。設計内容が提案内容と相違する場合、本市は事業者に修正を求める場合があります。
- ・耐震改修工事、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事については、工事着手前までに本市との協議とは別に、隣接地の地権者である東日本旅客鉄道株式会社と鉄道近接協議を実施し、設計内容及び工事計画の承諾を得てください。
- ・再整備の設計に当たり法令等の必要な許認可の取得や手続については、全て事業者の負担により実施してください。
- ・自転車駐車場のリニューアル工事の設計においては、「(資料4) 公共用自転車駐車場整備運営基準」に適合する内容とし、バイク・自転車の出入庫動線については、工事着手前に道路管理者及び交通管理者と事前協議を行ってください。
- ・既存施設の再整備設計にあたっては、「(資料3) 既存施設の耐震改修工事、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事の考え方」の内容に加え、東戸塚駅周辺地区街づくり協議指針に合致し、周辺環境と調和した建築物の計画としてください。

【参考】東戸塚駅周辺地区街づくり協議指針

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/kyogichiku/kubetsu/totsuka/higashitotsuka-ks.html>

- ・事業者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、本市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

③ 既存施設の再整備工事について

- ・事業者は、本市の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、原則として令和9年3月末までに既存施設の耐震改修工事、大規模修繕工事、立体横断通路の復旧工事及び自転車駐車場のリ

リニューアル工事を実施し、令和9年4月から公共用自転車駐車を再供用してください。

- ・附属用途として公共用自転車駐車場以外の用途をご提案いただく場合は、再整備設計の本市承諾後に本市にて都市計画変更手続を行います。当該用途に関する工事については、都市計画変更告示後に着手してください。
- ・事業者は、再整備工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を設置し本市に報告してください。
- ・事業者は、自らの責任と費用で、既存施設が設計図書に従い再整備されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を実施してください。
- ・事業者は、既存施設の再整備工事完了後及び社内検査終了後、本市の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、再整備の内容が設計図書の内容と相違している場合は、是正を求める場合があります。
- ・立体横断通路の復旧工事においては、工事下部の道路利用者の安全上危険と判断される場合は、本市が事業者に対し、是正を求める場合があります。
- ・再整備工事等に際して、道路占用許可又は道路使用許可等を取得する必要がある場合は、事業者の負担と責任において許可を取得し、工事を実施してください。
- ・工事期間中において、1-(2)-⑤-アに示す活用可能な道路区域については、仮設資材置き場等で活用することは可能としますが、別途、道路占用許可及び道路使用許可等の手続が必要となります。
- ・自転車駐車場内のリニューアル工事については、民営自転車駐車場整備費補助金交付事業の適用は不可とします。

④ 既存施設の再整備における財産の取扱いについて

- ・既存施設の再整備における財産の帰属区分は、次表のとおりとします。

工事内容	細目	財産帰属	契約期間中の維持管理
耐震改修工事	柱・梁・斜材・基礎等	市	事業者
大規模修繕工事	壁・手すり・屋根・床等	市	事業者
	建築設備・消防設備・給排水設備・電気設備等	市	事業者
立体横断通路の復旧工事	橋脚・床等	市	事業者
自転車駐車場内のリニューアル工事	駐輪器具	事業者	事業者
	転倒防止柵	事業者	事業者
	料金精算機	事業者	事業者
	案内看板	事業者	事業者
	照明設備	事業者	事業者
	路面の区画線	事業者	事業者
	消火器等	事業者	事業者
自転車駐車場以外の附属用途への用途変更に伴う改修工事	壁・床・天井・内装・機器等のすべて	事業者	事業者

⑤ 付帯工作物について

- ・本件土地内には、隣接する鉄道敷地を支える擁壁の底盤が2.5m程度本件土地内地中に越境（「資料5）既存施設の竣工図」参照）しています。本件土地・建物の利活用に際して、当該擁壁への応力条件を悪化させる行為は禁止とします。
- ・本件土地内に、隣接地の築造擁壁の排水管が本物件内の側溝に接続しています。これら隣接地の工作物等の一部が当該物件内に位置している場合、これらの移設、撤去、再築造等が必要な場合は、隣接地権者等と協議をしてください。なお、移設、撤去、再築造等に必要な費用負担については、本市は対応いたしません。
- ・本件土地内に、低木及び雑草等がありますが、剪定、除去、伐採及び伐根等の費用負担について、本市は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の除去についても同様です。
- ・土地利用（建築を含む。）上の、都市計画法、建築基準法、条例、その他法令等の制限や条件について、本市は費用負担を含め、対応いたしません。
- ・既存建物の竣工図書には当時の地盤調査の一部データが含まれていますが、今回の公募に際して新たな地盤調査は実施していません。地盤の改良や補強の費用負担について、本市は対応いたしません。なお、本市WEBページ「地盤View」にて物件周辺の情報を御確認いただけます。

【参考】横浜市行政地図情報提供システム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

- ・分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認については、本市では行いません。

⑥ 鉄道近接協議の経緯

これまで実施した隣接する鉄道敷地との近接協議内容は次のとおりです。

<協議先>

- ・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社

<協議日>

- ・令和6年10月30日

<協議結果>

- ・貸付建物の改修工事に際して、対象敷地内に存する隣接地の擁壁底盤部及びその下部の地盤改良体においては、ある程度の上載荷重は考慮されているが、当該擁壁等への土圧その他の応力条件を極力悪化させない工法を選択すること。
- ・詳細については、事業予定者決定後に具体的な改修計画を踏まえ、近接協議を行うこと。

⑦ 契約終了時の返還について

- ・地上地中を問わず、事業者側が本件土地・建物内に設置、埋没又は搬入したあらゆる物（ただし、事業者が実施した工事のうち、本市に財産が帰属するものを除く。）を自らの負担により収去し、本市の立会いのもとで本件土地・建物を本契約締結時の現状に復して返還してください。なお、公共用自転車駐車場の運営に際して必要なもの又は設置されている方が望ましいものに限り、残置について本市と協議を行うことは可能です。

2 対話の前提条件

- ・本敷地の一部は、道路区域となっておりますが、今回の対話（サウンディング型市場調査）においては、当該区域の制限が無いものと想定してください。
- ・本敷地の一部は、都市計画法第11条第1項第一号に規定する都市施設（第11号東戸塚駅東口自転車駐車場）として都市計画決定されていますが、今回の対話においては、当該都市計画制限が御提案の公共用自転車駐車場の整備範囲に限り、適用されるものと想定してください。
- ・本敷地の一部には、登記記録上において本市以外の所有者が記載されていますが、今回の対話においては、すべて本市に所有権が帰属するものと想定してください。
- ・本対話（サウンディング型市場調査）を踏まえ、正式な事業者公募手続を行う場合、事業予定者決定後から定期建物賃貸借契約締結のまでの主な流れは次のとおりです。
 - ① 本市と基本協定（仮契約）を締結
 - ② 設計協議及び事業計画書の作成（約6か月間）
 - ③ 定期建物賃貸借契約を本市と締結

3 対話内容

対話では、実施要領の内容を踏まえ、以下の各項目について事前にご提出いただく「事前ヒアリングシート」（様式2）の記載内容に即して、ご意見等をお聞かせください。

※説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合にはご持参いただいても結構です。

- 提案可能な施設計画
- 募集提案（案）
- 工事内容
- 参加意向
- その他

4 対話の進め方

参加された民間事業者等の皆様の側から上記項目に沿って、一括してご説明いただき、それを踏まえて、市側から質問等をさせていただきながら、予定時間内で対話を実施いたします。

なお、一部の項目・内容だけの提案でも構いません。また、提案内容等によっては、進行方法を変更する場合があります。

5 留意事項

(1) 参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。また、対話に参加いただかなくても、事業者公募に応募可能です。

対話内容は、今後の公募に向けた検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点の想定のものとし、何ら約束をするものではありません。

※多数の御応募をいただいた場合は、対話の実施期間を延長させていただく場合があります。予めご了承ください。

(2) 対話に関する費用

対話への参加費は無料ですが、参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

ただし、参加企業等の名称、企業ノウハウに係る内容等は公表しません。

公表に際しては、あらかじめ参加事業者に表示の確認を行います。

(4) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 校第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他構成員又は当該構成員を含む団体
- ② 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ③ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

6 参考資料

(1) 横浜市自転車活用推進計画 2019 年度～2028 年度（抜粋）

【とめる】自転車を適切に停められる駐輪環境をつくる

方針 2 サービスの「質」を高める

(1) 市営自転車駐車場のサービス向上

施策⑥ 多様な駐輪ニーズへの対応

- 電動アシスト自転車、幼児 2 人同乗用自転車などの大型自転車の駐輪スペースの拡充や、スポーツタイプなどの特殊自転車が停められるスペースの導入など、各々の駐輪場において、多様化する駐輪ニーズへの対応に努めます。

施策⑦ 利便性・安全性向上に資する施設の再整備

- 利用者の利便性向上のため、ゲート式や電磁ロック式の駐輪ラックの導入を検討し、機械管理化を進めます。
- 交通系 IC カード決済等の導入を検討します。
- 施設環境等を考慮した上で、防犯カメラ設置などの防犯対策の更なる強化を図ります。



ゲート式の導入事例
(元町・中華街駅自転車駐車場)

(2) 資料について

(資料1) 敷地測量図等

(資料2) 既存施設鉄骨劣化調査

(資料3) 既存施設の耐震改修工事、大規模修繕工事及び立体横断通路の復旧工事の考え方

(資料4) 公共用自転車駐車場整備運営基準

(資料5) 既存施設の竣工図

上記資料については、本市ウェブサイトに掲載していますので、下記 URL よりご確認ください。

横浜市ウェブサイト：戸塚区東戸塚駅東口地区（外部リンク）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bicycle/bicycle-parking/saiseibi/higashitotsuka.html>

7 お問い合わせ先

横浜市 道路局 道路政策推進課

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地10（市庁舎22階）

電話番号：045-671-3644

Eメール：do-seisaku@city.yokohama.lg.jp